

平成26年度  
第7回高松市農業委員会農地部会  
議 事 録

平成26年10月10日開会

高松市農業委員会

平成26年度第7回高松市農業委員会農地部会議事録

開催日時 平成26年10月10日（金）午後2時開会

開催場所 高松市役所第32会議室

出席委員 17人

- 1番 高砂 清一（農地部会長）
- 3番 田井 天久
- 4番 上砂 正義
- 5番 三笠 輝彦（会長）
- 7番 妻鹿 常男
- 8番 小山 智
- 9番 横井 豊
- 10番 森口 憲司
- 11番 能祖 壽一（会長職務代理者）
- 12番 河北 初雄
- 13番 富本 正樹
- 14番 妹尾 口起
- 15番 湊 敏好
- 17番 久保 宣仁
- 18番 森西 征二
- 19番 藤原 正雄
- 20番 谷口 勝幸（農地部会長職務代理者）

欠席委員 3人

- 2番 片山 久男
- 6番 木村 保夫
- 16番 原田 和幸

農業委員会事務局出席者

- 農政課長 川西 好春
- 農地係長 多田 利浩
- 主任主事 稲井 稔
- 主任主事 穴吹 一雄
- 主任主事 藤井 照彦
- 主任主事 豊島 俊治

## 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について  
イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）  
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
（特別議案）  
議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
（一般議案）  
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について  
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請  
について  
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
（特別議案）  
議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
（一般議案）  
議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議案第9号 非農地証明願について  
議案第10号 高松市地区別賃借料情報の提供について  
議案第11号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の  
規定による開発計画に対する意見について  
報告第1号 平成27年度高松市農業施策に関する建議について  
報告第2号 農用地利用集積計画の決定について  
報告第3号 農業経営改善計画の認定に係る意見について  
報告第4号 農地法第4条第1項・第5条第1項関係諮問事案に対する農  
業委員会会長許可専決処分について

**議 長（農地部会長）** ただ今から平成26年度第7回高松市農業委員会農地部会を開会いたします。

ただ今の出席委員は20人中15人で、部会は成立しております。なお、欠席委員は片山委員、木村委員、原田委員の3名です。また、妻鹿委員と藤原委員は、遅れて出席するとの連絡を受けております。

それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議ありませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

**議 長** 御異議がありませんので、議事録署名委員は10番森口委員、11番能祖委員の御兩名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**豊島主任主事** 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申しあげます。

議案書1ページをお開きください。

1番、2番及び3番は、残存小作による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

4番は、農地法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

5番と6番は、賃借人が経営規模の縮小のため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

7番は、賃借人が転用するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

議案書2ページをお開きください。

8番、9番、10番及び11番は、残存小作による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

12番は、賃借人が労力不足のため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

議案書3ページをお開きください。

13番と14番は、賃借人が農地法第3条第1項で農地を購入するため、公益財団法人香川県農地機構を經由した農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権6番に関連しています。

15番は、農地法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

16番は、賃借人が労力不足のため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解

約するもので、離作補償は有りません。

17番は、貸借人が売却するため農業経営基盤強化促進法による貸借借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

18番、19番及び次ページの20番は、借借人が労力不足のため農業経営基盤強化促進法による貸借借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申しあげます。

議案書5ページをお開きください。

1番と2番は、借人の農事組合法人が解散のため返還したものです。

3番は、貸人が転用するため返還を受けたものです。

4番と5番は、借人の農事組合法人が解散のため返還したものです。

6番は、貸人が耕作するため返還を受けたものです。

7番と6ページの8番は、借人の農事組合法人が解散のため返還したものです。

9番は、借人が子から孫に代わるため返還したものです。

10番は、借人が別の農家に代わるため返還したものです。

11番は、貸人が耕作するため返還を受けたものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請貸借権等6番に関連しています。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について20件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について11件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第1号は、通知のとおり受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第1号は、通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査委員を代表して横井委員より御説明をお願いいたします。

**横井委員** 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申しあげます。

本日の特別現地調査委員は、農地部会長を始め、森口委員、能祖委員と私、横井でした。それでは、別紙の4条特別議案書1ページを御覧ください。

1番の申請地は、香川県立豊学校南東250メートルに在り、貸事務所・駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和46年に一部造成済みですが、隣接農地関係者との

調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、高松市立弦打小学校北750メートルに在り、太陽光発電設備・納屋用地として転用申請するものです。利用計画として、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.64平方メートルを216枚、4基を設置するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定も受け、四国電力への系統連系の申込みも9月末日までに受け付けられ転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、納屋については、南側に所有する農地と発電施設を管理する施設を兼ねるものです。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案2件であります。許可相当の判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の議決も併せて審議いただきますよう、よろしくお願ひします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**穴吹主任主事** 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申し上げます。

(妻鹿委員、藤原委員入室)

議案書7ページをお開きください。

1番は、農家住宅拡張・進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、老朽化した農家住宅を敷地を拡張して改築するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和35年ごろに造成し住宅1棟を建築済みですが、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切で

あると考えます。併用宅地が330.57平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

2番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、貸事務所敷地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成5年ごろに造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が1,942.86平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

4番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、発電出力69.3キロワット、パネル1枚の面積約1.65平方メートルを280枚、7基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請者は寡婦世帯で耕作が困難であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和48年10月に一部造成済みですが、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系申込書も9月末日までに受理され転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

7番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が280平方メートル有ります。

8ページをお開きください。

8番も、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

9番の1は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和61年11月に車庫を建築済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が318.47平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

9番の2は、倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和61年11月に倉庫を建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

10番は、農地及び宅地への進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和48年4月から進入路として利用中ですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

11番は、農家住宅の宅地拡張・進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和48年4月及び平成3年4月に造成し宅地及び進入路として利用中ですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が703.48平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

12番は、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.63平方メートルを232枚、5基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請者は会社員で相続した農地をこれまで農作業委託により耕作に供してきたところ、受託者の都合で契約解除となり計画したもので、自宅に隣接し管理も容易であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系申込書も9月末日までに受理され転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。



9 ページをお開きください。

14番は、農地の排水路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農業用施設であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできおり、被害防除措置も適切であると考えます。

15番は、事務所兼倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、エクステリア業を営む申請者が自宅の隣接地を転用するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成16年9月に建築済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

以上、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について13件であります。許可相当の御判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の御議決も併せて御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**藤井主任主事** 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について御説明申しあげます。

議案書10ページをお開きください。

本件は、平成25年12月2日付けで住宅2階建3棟の分譲住宅用地として転用許可を受けていましたが、許可地の一部について転用計画を廃止することになり、許可の取消願が提出されたものです。

なお、取消後は引き続き農地として利用します。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について1件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願につい

ては、承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願については、承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**藤井主任主事** 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書11ページをお開きください。

1番は、平成23年9月7日付けで住宅2階建15棟の分譲住宅用地として転用許可を受けていましたが、そのうちの4棟が完了しなかったことから、工事完了日を平成26年8月31日から29年8月31日まで延長するため変更申請するものです。

2番は、平成8年6月27日付けで住宅3階建32棟の分譲住宅用地として転用許可を受け、その後、平成16年8月16日及び21年5月12日付けで工事完了日を延長する事業計画変更の承認を得ていましたが、転用者の事業用として新たな資材置場が必要となったことから、露天資材置場に転用目的を変更し、また、工事完了日を平成24年3月31日から26年12月1日まで延長するため変更申請するものです。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について2件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については、承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については、承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査委員を代表して横井委員より御説明をお願いいたします。

**横井委員** 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案について御説明申しあげます。

別紙の特別議案書1ページをお開きください。

1番の申請地は、高松市一宮出張所南1.8キロメートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は県道川東・高松線に面し交通の利便性が良く、周辺は商業施設が整い分譲住宅等

により宅地化が進んだ地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が152.96平方メートル有ります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、高松市立勝賀中学校南東430メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域に近接し周辺は商業施設が整い、分譲住宅等により宅地化が進み閑静で住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3番の申請地は、高松市立勝賀中学校南東650メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するもので、2番の土地所有者と転用者が同じ案件となります。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、2番同様、用途地域に近接し周辺は商業施設が整い、分譲住宅等により宅地化が進み閑静で住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が105.82平方メートル有ります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案3件であります。許可相当の判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の議決も併せて審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議がないようですので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案について許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**藤井主任主事** 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書12ページをお開きください。

1番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、住宅敷地内に駐車スペースが取れないことから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、自宅に近接し利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成25年10月に造成済みですが、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

4番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、子供の校区変更の必要が無く、用途地域に近接し、教育施設、医療施設等の公共施設も整い住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分は適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできおり、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、母所有の農地を無償にて譲り受けて、露天貸駐車場用地とするものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、同居している父所有の農地を譲り受けて、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.68平方メートルを198枚、4基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域から100メートルと近く、東向きの斜面で太陽光発電に好条件であることから、転

用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定も受け、四国電力への系統連系の申込みも9月末日までに受け付けされ、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

13ページをお開きください。

8番は、取得した宅地に住宅を建築するに当たり、新たな進入路が必要となり、進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が656.14平方メートル有ります。

9番は、祖母所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

10番も、父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し農作業の手伝いがし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

13番も、母所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域から70メートルと近く、教育施設・医療施設等も整い住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

14番は、転用者が現在利用している資材置場は昨年5月に転用許可を受けたものですが、間口が狭く長細い形状の土地であり作業効率が悪いことから、より利用し易い資材置場とするために耕作放棄地である申請地を取得して、露天資材置場拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存の資材置場を拡張するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地介在田が1,045平方メートル有ります。なお、併用地については、工事完了証明願が提出されており問題は有りません。

14ページをお開きください。

15番は、申請人は不動産業を営んでいますが、食品配送業を営む顧客から事業用車両の駐車場として借入れ要望があり、申請地を取得して、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、事務所用地とする隣接宅地と一体的に利用するものであり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が383.05平方メートル有ります。

16番の1は、父所有地で分家住宅の建築を計画していましたが、いずれも住宅用地に不向きであり、実家に隣接する申請地を取得して、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し農作業の手伝いがし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

16番の2は、16番の1で住宅用地に転用するに当たり、田渡しの排水路を確保するため、水路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農業用施設用地であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

17番は、所有している共同住宅の隣接地を取得して、賃貸共同住宅・駐輪場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、教育施設・医療施設等が整い、周辺は分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関

係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が88.91平方メートル有ります。

以上、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案14件であります。許可相当の御判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の御議決も併せて御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**稲井主任主事** 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、まず、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書15ページをお開きください。

1番は、譲渡人が農業を廃止するため、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

審査基準のうち、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。

なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、残存小作地の借人が農地を譲り受けるもので、取得後も引き続き水稻を作付けするものです。

3番は、経営規模の拡大を希望する譲受人の希望により譲り渡すもので、取得後はミカンを栽培するものです。

4番も、譲渡人が労力不足であることから経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後はミカンを栽培するものです。

5番は、譲渡人が労力不足であることから新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。下限面積については、農地法第3条第1項の規定による許可申請貸借権等3番が同時に申請されており要件は満たします。

6番は、譲渡人が農業を廃止するため、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。農地法第18条第6項の規定による通知13番に関連しています。

7番も、経営規模の拡大を希望する譲受人の希望により譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

8番も、譲渡人が労力不足であることから経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。下限面積については、農地法第3条第1項の規定による許可申請貸借権等4番が同時に申請されており要件は満たします。

議案書16ページをお開きください。

9番も、譲渡人が労力不足であることから経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稲を作付けするものです。

10番は、後継者へ一括贈与するもので、取得後も現状を維持し水稲を作付けするものです。なお、本件は、一部残存小作地の貸付け農地が有りますが、全部効率利用要件の例外として取り扱うものです。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、貸借権等について御説明申しあげます。

議案書17ページをお開きください。

1番は、経営規模の拡大を希望する農業生産法人が、使用貸借により20年間借り受けてキウイを栽培するものです。

なお、農業生産法人としての法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件は満たしています。

2番も、経営規模の拡大を希望する農業生産法人が、賃貸借により30年間借り受けてオリーブを栽培するものです。

なお、農業生産法人としての法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件は満たしています。

3番は、経営規模の拡大を希望する借人が、使用貸借により3年間借り受けてイチジクを栽培するものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転5番に関連しています。

4番も、経営規模の拡大を希望する借人が、賃貸借により3年間借り受けてミカン栽培するものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転8番に関連しています。

5番から次ページの9番までは、経営規模の拡大を希望する農業生産法人が、賃貸借により30年間借り受けてオリーブを栽培するものです。6番については、使用貸借に係る農地返還通知11番に関連しています。

なお、農業生産法人としての法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件は満たしています。

以上、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転10件、農地法第3条第1項の規定による許可申請貸借権等9件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。



**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第9号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**穴吹主任主事** 議案第9号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書19ページをお開きください。

1番は、昭和31年3月から高松琴平電気鉄道株式会社が鉄道事業用地として利用しているもので、許可済地ですが、許可書紛失により許可日等が特定できず、地目変更登記申請に支障があることから申請されたもので、事務処理要領の非農地認定基準「農地法第5条第1項の規定による許可を得る必要がない案件で、特に証明を必要とする土地」に該当するものです。

2番は、昭和38年10月から農業用水路として利用しているもので、非農地認定基準「耕作の事業を行うものが、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設の用に供する場合」に該当するものです。

3番は、平成5年9月から土砂災害により20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地認定基準「耕作不適当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

以上、議案第9号 非農地証明願について3件、御審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第9号 非農地証明願については、非農地相当として証明することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第9号 非農地証明願については、非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第10号 高松市地区別賃借料情報の提供についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**多田農地係長** 議案第10号 高松市地区別賃借料情報の提供について御説明申しあげます。

資料1を御覧ください。

農地法第52条本文中に、「農業委員会は、その所掌事務を的確に行うため、借賃等の

動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする」と規定されていることから、市内各地区における賃借料の目安になるものとして情報提供するもので、今回で6回目となります。

データの内容につきましては、平成25年4月1日から26年4月1日までに農業経営基盤強化促進法により公告された情報と、10月7日開催の農政部会で議決された11月1日公告予定分の情報を合わせた総データ数1,483件のうち、使用貸借による件数を除く賃貸借704件の地区ごとの平均額・最高額・最低額を掲載しています。

金額は100円未満を四捨五入し、百円単位で表示しています。

以上、賃貸借情報の提供について、御審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第10号は承認することに御異議は有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第10号 高松市地区別賃借料情報の提供については承認することに決定いたしました。

次に、議案第11号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

次に、議案第11号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発行為変更協議に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**豊島主任主事** 議案第11号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による土地開発行為協議に対する意見について御説明申しあげます。

資料2を御覧ください。

平成26年8月27日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。これは、平成26年8月25日付けで塩江町の採石砂利業者から香川県知事宛に、土砂の採取後果樹園造成のため土地開発行為協議書が提出されたことに伴うものです。

土地開発行為を行う土地の所在は、塩江町安原下第1号地区の山林で、協議者は1社であります。

開発計画内容は、地目山林の約0.3253ヘクタールについて、土工として切土11,500立方メートルの施工、防災施設として沈砂池を3箇所設置、植栽工として植栽2,329平方メートルの施工と法面緑化工1,274平方メートルの施工を計画しているものです。

平成26年9月26日に塩江町担当農業委員と地区担当職員で、沈砂池、土砂採取場所及び排水方向等を調査するとともに、採取場周辺に農地は無く、採取場の裾野にも農地が無いことを確認しましたので、高松市長宛には、「沈砂池からの下流域についても、その周辺農地に影響を及ぼすことのないよう十分に留意の上、開発すること」との意見を付して回答したいと考えております。

以上、議案第11号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見について、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第11号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見については、原案のとおり決定し回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第11号については、原案のとおり回答することに決定いたしました。

次に、報告第1号 平成27年度高松市農業施策に関する建議について、報告第2号 農用地利用集積計画の決定について、報告第3号 農業経営改善計画の認定に係る意見について事務局の説明を求めます。

**多田農地係長** 報告第1号は、平成27年度高松市農業施策に関する建議についてですが、10月7日に開催されました農政部会において決定されたものでございます。

まず、資料3を御覧ください。

前文と7つの大項目下、22の小項目の内容となっております。御一読いただきたいと思っております。この内容をもって、10月14日に三笠会長さんを始め役員さんにより、市長に対し建議しました。

次に、報告第2号、農用地利用集積計画の決定について御説明申し上げます。これも10月7日に開催されました農政部会において決定されたものでございます。

資料4を御覧ください。

平成26年9月30日付けで高松市長から農用地利用集積計画を定めたいので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の決定を求められたものです。

1ページをお開きください。

平成26年11月1日公告予定の第1地区から第7地区までを集計表にしたものです。右の欄に地区の合計を示しています。集計の結果は、更新が298筆、31万2千687平方メートル、新規が391筆、40万2千906平方メートル、合計で689筆、71万5千593平方メートルとなっております。

次に、2ページから28ページまでについては、第1地区から第7地区までの各地区の集計表及び権利の受け手農家と権利の出し手農家を、それぞれ総括表として示したものです。

10ページをお開きください。

一例として第1地区最下段についてであります。今回の集積計画から公益財団法人香川県農地機構が旧香川県農業振興公社が所掌していた業務を行うものが含まれていません。

11月1日公告予定の計画内容は、高松市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、全部効率利用要件・農作業常時従事要件等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

次に、報告第3号 農業経営改善計画の認定に係る意見について御説明申しあげます。これも10月7日に開催されました農政部会において決定されたものでございます。

1ページのとおり、農業経営改善計画申請者のうち、再認定3名、新規認定12名、更に終期を迎えた農業経営改善計画のうち、再認定を受けなかった農業者が5名でございます。

報告第1号から3号までの内容につきましては以上です。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、最後に報告第4号として、農地法第4条第1項・第5条第1項関係諮問事案に対する農業委員会会長許可専決処分について事務局の報告を求めます。

**多田農地係長** それでは、農地法第4条第1項・第5条第1項関係諮問事案に対する農業委員会会長許可専決処分について御報告申しあげます。

資料6を御覧ください。

平成26年9月10日から同年10月9日分までであります。

まず、許可件数ですが、8月以前の農地部会議決分としまして4条は無く、5条が1件、9月議決分といたしまして4条が16件、5条が47件、合計で4条が16件、5条が48件です。許可保留件数につきましては、8月以前の農地部会議決分としまして4条は無く、5条が5件、9月議決分といたしまして4条は無く、5条が7件、合計で4条は無く、5条が12件です。取下げについては、有りませんでした。

次に、許可保留内容について御説明申しあげます。

2ページを御覧ください。

5条関係につきましては、平成26年4月議決分の21番、5月議決分の35番、7月議決分の40番及び8月議決分の29番が「開発許可未了」で許可保留になっており、8月議決分28番が「開発許可及び直近事業造成工事未了」で許可保留になっております。

3ページを御覧ください。

5条関係につきましては、平成26年9月議決分の7番が「直近事業造成工事未了」で許可保留に、10番と19番が「開発許可未了」で許可保留になっております。

4ページを御覧ください。

20番が「開発許可未了」で許可保留になっております。

5ページを御覧ください。

42番が「相続関係書類不備」、45番、50番が「開発許可未了」で許可保留となっております。

以上で今月分の報告を終わります。

**議 長** ただ今の報告に対して御質問等は有りませんか。——御発言が無いようであ

りますので、以上で報告を終わります。

私から事務局に質問ですが、農地法第3条の賃借権の存続期間は、20年ですか30年ですか。

**川西農政課長** 農地法第19条に規定があり、民法第604条の「20年」を「50年」とすることとなっております。なぜなら、オリーブやキウイなどの永年性作物は収穫までに長年かかるからです。

**議 長** 了解しました。

以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで平成26年度第7回高松市農業委員会農地部会を閉会いたします。

午後15時13分 閉会

会 長

議事録署名委員

部 会 長

委 員

委 員